

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定のうえ、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施するので、下記のとおり告示する。

令和6年2月9日

羅臼町長 湊 屋 稔

記

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

- (1) 業務名 羅臼町ふるさと納税一括業務
- (2) 履行場所 羅臼町内
- (3) 業務概要 別添仕様書のとおり
- (4) 業務委託期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
 - 準備期間（システム移行期間）
令和6年4月1日から令和6年5月31日まで ※委託料未発生
 - 業務期間
令和6年6月1日から令和9年3月31日まで ※委託料発生
- (5) 契約上限額 寄附金額に対する単価契約とし、寄附金額の6%（消費税及び地方消費税を除く）を上限とする。なお、返礼品及び返礼品発送経費並びに寄附金受領証明書及びワンストップ特例申請書に係る経費は実費とする。

2 公募型プロポーザル方式への参加資格に関する事項

プロポーザル方式に参加できる者は、単独企業又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。

3 公募型プロポーザル方式への参加条件に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき委託事業を実施するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有し、的確に遂行できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 公告の日から契約締結までの間に、国、北海道及び羅臼町から競争入札参加資格者について指名停止等の措置を受けていない者であること。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、羅臼町の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (4) 法人税（国税）及び法人住民税（本業務を実施する事務所や事業者が所在する市区町村により課税される法人住民税）について、未納がないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は企画提案書提出期限日前6か月以内に手形小切手の不渡を出していない者。
- (6) 個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの。）等の認証取得又は社内での情報セキュリティ方針の策定等を講じているとともに、提供システムのセキュリティ技術を有すること。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続き開始の申立てがされていない者であること。
- (8) 羅臼町暴力団排除条例第2条の規定されている暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当しないこと。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体企業としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

4 担当部署

羅臼町産業創生課（担当：湊・今泉・今）

〒086-1892 北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

E-mail : furusato.nozei@rausu-town.jp

5 参加表明書の提出等

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと判断された場合は、本プロポーザルに参加することはできない。

(1) 提出書類（各1部）

- ① 参加表明書（様式第2号の1）または（様式第2号の2）
- ② 会社概要（様式第3号）
- ③ 会社の経営状況に係る添付書類

ア 登記事項証明書

法務局発行の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」

イ 直近3年間の未納がない証明書（国税及び地方税）

ウ 直近3期分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

エ 委任状（必要に応じて）

※証明書の発行日は、原則として提出日から起算して3ヶ月以内のものに限るものとする。

※ア～ウについてはコピー可とする。

④ 会社の過去3年間の同種又は類似業務の実績（任意様式）

(2) 提出期限

令和6年2月22日（木）【必着】

(3) 提出場所

「16 担当部署」に同じ

(4) 提出方法

電子メール（PDF 添付）若しくは書留又は簡易書留による郵送

(5) 参加資格審査結果の通知等

参加表明書等を提出した者に対しては、参加資格審査終了後、電子メール等で参加資格要件審査結果（様式第4号）を通知する。併せて、参加資格要件を有する者に、企画提案書等の提出を依頼する。

6 企画提案書の提出等

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式第5号の1）または（様式第5号の2）

ア 企画提案書は、別紙「仕様書」等の内容を踏まえた上で提出すること。

イ 様式は原則としてA4版とし、文書は横書き、カラー印刷とする。また、A3版の挿入も可とする。

ウ 枚数には制限は設けないこととし、一連の文書番号を記載すること。

② 見積書（任意様式）

委託経費の見積額は、「5 見積価格上限額」を参考とし、提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳（数量含む）についても記載すること。

③ 業務実施体制（任意様式）

本業務に関わる予定担当者全てについて、分担する業務内容・役割を記載すること。

④ 業務経歴書（任意様式）

予定担当者全てについて、経歴等を記載すること。

⑤ 実施スケジュール（任意様式）

運用に向けたスケジュールを記載すること。

(2) 提出期限

令和6年3月1日（金）【必着】

(3) 提出場所

「4 担当部署」に同じ

(4) 提出方法

電子メール（PDF 添付）若しくは書留又は簡易書留による郵送

(5) 留意事項

- ① 企画提案書の用紙サイズは A4 版で統一（A3 版も挿入可）すること。ただし、記載内容を補完するための写真、イラスト等の資料はこの限りではない。
- ② ページ番号を各ページの下部中央に印字すること。
- ③ 目次、提案書、見積の順に編綴すること。
- ④ 企画提案プレゼンテーションを予定しているので、15分～20分程度で説明できるよう全体を構成すること。
- ⑤ 提出後においては、企画提案書等の再提出、修正等は一切認めないものとする。
- ⑥ 提案内容は、すべて実現可能なものとし、根拠も含めできる限り具体的であること。なお、業務委託契約後に提案内容が実現できなくなった場合には、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は提案者が負担すること。
- ⑦ 提案書は、専門知識を有していない委員が評価するため、できるだけ平易な表現でわかりやすく具体的に作成すること（専門用語を使用する際には、注釈をつけること）。
- ⑧ 本要項や仕様書に示していない内容であっても、本町にとって有益になると思われるものについては、評価の対象とすることから積極的に提案すること。

7 質問及び回答

(1) 提出期限

参加表明に関する質問 令和6年2月15日（木）15時まで

企画提案に関する質問 令和6年2月21日（水）15時まで

(2) 提出場所

「4 担当部署」に同じ

(3) 提出方法

電子メールで提出（様式第1号）

※持参、口頭及びFAXによる質問は受け付けないものとする。

(4) 回答方法

参加表明に関する質問 令和6年2月19日(月)までに、全質疑結果を全参加表明者へ各自が指定するアドレスへメールで通知する。

企画提案に関する質問 令和6年2月26日(月)までに、全質疑結果を全参加表明者へ各自が指定するアドレスへメールで通知する。

(5) 留意事項

本要項及び仕様書に関する内容以外の質問は受け付けないものとする。

8 企画提案審査の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年3月11日(月)
- (2) 場所 北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83
- (3) その他 詳細な時間と場所は別途該当者へ通知する。

9 受託候補者の選定方法

あらかじめ定めた審査方法及び審査基準により、提出された参加表明書等、企画提案書を評価し、受託候補者を選定する。

10 契約手続

- (1) 業務内容等については、提示された企画提案書を基に受託候補者と協議を行い決定する。
ただし、受託候補者との協議が合意に達しない場合は、準受託候補者と同様の協議を行うものとする。
- (2) 本業務委託契約は、審査委員会での審議を経た後、正式に見積書を徴収のうえ、地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。
- (3) 契約締結後においても、受託者に本提案における失格事項、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合、契約を解除できるものとし、法令等に定めがある場合を除き、損害賠償は行わないものとする。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

- (1) 審査結果及び特定者の名は公表する。

- (2) 公募型プロポーザル方式において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 詳細は、別添資料「羅臼町ふるさと納税一括業務委託に係る募集要項」による。

13 問合せ先

上記「4 担当部署」と同じ